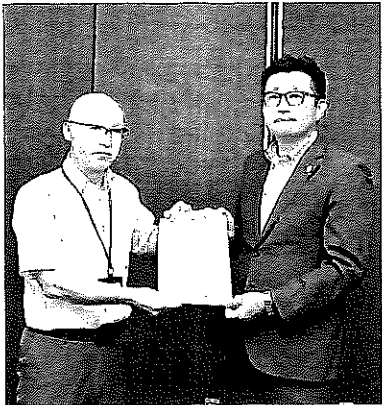


時間外労働削減に苦慮

県との意見交換で電設協

熊本県電設業協会の松尾修一会長は、11日に開いた県との意見交換会の冒頭挨拶で、2024年4月から適用される時間外労働の上限規制など働き方改革関連法の対応について「我々もどこのようにやっていくのがよいか苦慮している」と窮状を訴えた。

時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、違反した場合は罰則が科せられる。松尾会長によると、



折田課長(左)に要望書を手渡す松尾会長

例えば、会社からおよそ1時間かかる現場で午前8時から午後5時までの就業時間とする、現場に向かう1時間と現場作業が終わって帰社する1時間は、残業時間としてカウントされる。そうすると4週8休の月22日稼働の場合、現場への行き来だけで月44時間の残業となり、45時間の上限にすぐに抵触してしまう」と指摘した。

また、「熊本県の令和5年の電工労務単価は2万1500円で昨年から約6%上がったものの残業時間を削減すると賃金が下がる可能性があるがあり、業界に対する魅力も薄れ

ると述べ、若手入職者の減少による人材不足の更なる深刻化を懸念した。

熊本テルサであった意見交換会は非公開であり、松尾会長、三宅信彦副会長、中川晶雄副会長、高尾幸男副会長、延岡研一副会長、理事・監事ら13人、県からは森山哲也監理課長、折田義浩営繕課長、赤木宣文土木技術管理課長補佐ら8人が出席した。

総合評価落札方式における企業評価や配置予定技術者の配点等見直し、埋設配管工事における土木工事単価計上、工事成績評定、適切な工期設定と契約変更、働き方改革関連法の順守について意見を交わし、これら議題の改善等に向けた要望書を折田課長に手渡した。会議に先立ち挨拶した

折田課長は、業界の課題は官民の共通認識として、成、将来に持続可能な技術力の育成と継承に向けて県内の設備業界を牽引してほしい」と述べた。